

○金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第四号）第二条ただし書（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める比率を次のように定める。

令和二年六月三十日

金融庁長官 遠藤 俊英

農林水産大臣 江藤 拓

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める比率

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）

に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める比率は、三パーセントとする。

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和二年六月三十日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和三年三月三十一日限り、その効力を失う。